

7.8
1933

はる會員を聯合する儘に歸り等も致さざりてある。
副あつて數る三副は今尚歸離して居るものなごとも支會の
歸離の歸工を以て工團聯合を歸離して居るものなごとも支會の
同ごさつて三菱お工團委員會の基礎にして支會を歸離して支會と同
も合與の聯合を以て歸るものなごとも支會の歸離して支會と同
關西の列の歸離の聯合を以て歸るものなごとも支會の歸離して支會と同
三菱並に聯合會也

（第三卷）
關西主要工團の歸離の判

常務理事 森田 健一 撰

大正十三年三月五日

關西主要工團の歸離の判

財團法人協調會大阪支所

而も表面労働條件に觸るゝ評議を行ふ事を禁止してあるが實際に於ては盛に論議して居つて甚だしい時には事務に關する事まで議題にのぼつて居るのである、故に一度び組合を組織せんとすれば工場團體を統一する事と労働條件維持改善の項目を目的の中に加へれば忽ち成立するのである、此觀測にたがはず選出方法發表と同時に最も活躍したのは三菱であつて課長は遠く吳海軍工廠まで形勢視察に出かけて組合組織が大勢であれば早速實現せんとしたらしく一時は大いに緊張したが其の後の意嚮としては。

事は極めて容易であるが職工に強いて選舉權を附與する理由もなく又他工場と連絡を保ち歩調を一にするも肝要である労働、政府今回の發表には些か不満とする處も有る故組合法案の實施をみる迄其間突發的の現象の起らざる限り先づ自重し現状を維持する方が宜敷からうとするに一決したらしい。

そして例年選舉權を行使して來た職工にはせめて會社の意志を明